

---

ふじみ野市窓口支援システム構築・運用保守業務  
委託  
デモンストレーション実施要領

令和8年4月

ふじみ野市 総合政策部 情報・統計課

---

---

## 目次

1.	デモンストレーションの目的 .....	1
2.	デモンストレーション実施概要.....	1
3.	デモンストレーション実施内容.....	2
4.	質疑応答議事録の作成、提出 .....	2
5.	その他.....	3

---

## 1. デモンストレーションの目的

ふじみ野市(以下「当市」)が窓口システム導入に際し、事業者が提案するシステムについて、当市職員(以下「職員」という。)が「機能要件対応表」および「仕様書\_別紙 1\_ペルソナ(おくやみ)」に基づくデモンストレーションを確認することで、システム機能、出力帳票、データ連携機能、その他の機能に関する評価を行うことを目的とする。

## 2. デモンストレーション実施概要

### (1) 実施会場

デモンストレーションの実施会場は、以下のとおりとする。

実施会場においてデモンストレーションを実施するため、実施会場の間取り、電源位置等を十分考慮し、機器類及び電源コード等を事業者にて用意すること。ブースで利用する机及び椅子については、会場に設置されているものを自由に利用してかまわない。机、椅子は十分に用意しているが、不足する場合には、事前に情報・統計課に申し出ること。

#### 【実施会場】

ふじみ野市役所 本庁舎 2階 A202 会議室

住所 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1 - 1 - 1

### (2) 実施スケジュール

デモンストレーションに係るスケジュールは、以下のうち当市が指定する日時とする。

#### 実施日程

令和8年6月17日(水)

#### 実施時間 1

- ・ 機器搬入及び設置 09:00 ~
- ・ デモンストレーション実施 09:30 ~ 10:30
- ・ 機器撤収 10:30 ~

#### 実施時間 2

- ・ 機器搬入及び設置 13:00 ~
- ・ デモンストレーション実施 13:30 ~ 14:30
- ・ 機器撤収 14:30 ~

#### 実施時間 3

- ・ 機器搬入及び設置 15:00 ~
- ・ デモンストレーション実施 15:30 ~ 16:30
- ・ 機器撤収 16:30 ~

### (3) 担当部署

担当 : ふじみ野市総合政策部情報・統計課(田辺・内田)

住所 : 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1 - 1 - 2 ふじみ野市役所第2庁舎4階

TEL : 049-262-9005(直通)

E-mail : joho@city.fujimino.saitama.jp

---

### 3. デモンストレーション実施内容

#### (1) 実施内容について

「仕様書\_別紙1\_ペルソナ(おくやみ)」に基づき、想定される一連の手続きについて実演・説明を行うこと。

その際、標準的な機能に加えて、事業者独自の工夫や効率的な運用に資する提案がある場合は、適宜それらを含めたデモンストレーションを行うこと。

#### (2) 時間配分について

実施時間について各事業者につき60分以内とし、詳細な時間配分は以下のとおりとする。

- ・実演・説明

事業者から40分以内で実演・説明を行う。

- ・質疑応答

当市から約20分で質問を行う。

#### (3) 実施環境について

デモンストレーション実施にあたっては、仮データを用意した実機にて説明を行うことを前提とする。しかし、実機を利用した説明が行えない場合には、実際の操作方法が分かる資料等を事業者が用意し説明を行うこと。

#### (4) 実施方法について

デモンストレーションの操作者(職員役)は提案者とする。市民役は、当市職員が行う。デモンストレーションの際に、操作性を確認するため、委員が画面を確認することを留意すること。

#### (5) 質疑応答

デモンストレーションの実施にあたり、事業者説明の後若しくは事業者説明中にも質疑を受け、応答すること。

また、デモンストレーション内で回答が不可能な項目については、「4 質疑応答議事録の作成、提出」にて示した期日までに、回答を情報・統計課へ提出すること。

#### (6) 説明の留意点

説明には、極力専門用語を排除し、平易な言葉を用いること。

### 4. 質疑応答議事録の作成、提出

事業者がデモンストレーションを実施した内容について、職員から質問を受け付け、それに回答した内容について回答書を作成し、デモンストレーション実施日の翌営業日17時までに情報・統計課へ提出すること。

回答書の様式は、「デモンストレーション議事録」とする。なお、質疑が多岐にわたり紙面が不足する場合は複葉にし、ページ番号を付すこと。

なお、議事録に記載された内容は、受託事業者となった場合には要件定義での議事録と同様の

---

取扱いとする。

提出方法については、電子メールとする。送付後に電話連絡にて情報・統計課に到着確認を行うこと。

## 5. その他

デモンストレーションに必要な機器等は、事業者にて用意すること。なお、スクリーンは、当市が用意する（プロジェクター及びパソコン等は、事業者にて用意すること）。その他必要な機器等は、事業者にて用意すること。

以上